

# 『岩井貞之家文書目録』（京都府大山崎町）の編集・刊行にあたって

神奈川大学日本常民文化研究所

所員 田 上 繁

## 一 岩井家所蔵文書及び保管文書の構成

本書は、京都府乙訓郡大山崎町（山城国乙訓郡大山崎荘）の岩井貞之家に伝わる文書の目録である。岩井家は、江戸時代には大山崎荘辻之保の町年寄を勤めた家であり、したがって、所蔵文書の中にもその町年寄の役職に関するものが含まれる。また、明治に入ると、大山崎庄の庄屋や戸長を歴任し、それらの職務に関する文書も散見される。

ところで、本目録の作成に際しては、文書類と書籍類を別々に目録化した。また、現在、岩井家で保管されている辻之保の町方文書についても本書に収録したが、本体の岩井家文書とは分けて目録を作成している。これらの文書点数の内訳は、岩井家所蔵の文書が二六六四点、同じく同家所蔵の書籍が二六五点、岩井家保管の辻之保町方文書が一四七点となり、本書に収録した総点数は三〇七六点となる。

年代的には、岩井家所蔵の文書と書籍では、江戸時代から明治・大正のものが中心であり、数量的には明治以降のものが多い。一方、岩井家保管の辻之保町方文書は、そのほとんどが近世のものである。本目録では、整理段階で収納されていた状態を重視して、収納箱ごとに親番号をつけ、そ

の各収納箱の取り出し順に沿って子番号以下の文書番号を付与した。そのため、編年や項目別の分類目録とはなっていない。本書で収納の現状を重視したのは、例えば、ある事件が発生して、当時の所蔵者あるいは関係者が、関連する文書を一括してまとめていたとすると、そのまゝに一定の意味があるにもかかわらず、それを編年や内容項目に並べ替えることにより、その関係性が把握できなくなってしまうという弊害を避けるためである。

しかし、そのような現状保存重視の方針を採用したため、文書目録として利用しにくい面があることは否めない。そこで、収納箱（親番号）ごとに文書の内容や概要を記して、その不便さを少しでも埋めることにしたい。その場合、岩井家文書（A）、岩井家所蔵書籍（B）、岩井家保存辻之保町方文書（C）の三つの項目を立てて表記した。なお、文書番号については、正規の文書番号は枝番があるため字数が多くなるので、便宜上、通し番号により文書が特定できるようにした。各番号の前には「通」の文字を書いて、通し番号であることを明示した。

(A) 岩井家所蔵 文書 2664点

文書 箱1 (通し番号1〜329) 329点

寛永十四年二月六日「宝寺惣坊領帳」(通175)、慶応二年五月「内野永宛田地帳」(通173) など近世文書も若干含むが、明治初年から十年代の文書が中心である。中でも租税関係、小学校関係、堤普請関係の文書が多い。また、「(建物間取図)」(通144〜146)、「柳谷参詣近道図」(通206)、「(大山崎庄絵図)」(通218) など各種図面類も散見される。

文書 箱2 (通し番号330〜619) 290点

寛延二年二月「田地宛作証文之事(宇西谷開拓地につき)」(通437)をはじめ近世中後期から明治十年代を主体とする文書群である。ここには、概ね「永代譲り地証文」「質地証文」「金子借用証文」など土地関係及び金融関係の文書が収納されている。近世と明治以降との数量的な比較では、近世のものが上回る。

文書 箱3 (通し番号620〜1099) 480点

年号のある牽制文書も数点残るが、ほとんどは明治から大正、昭和に至る文書で構成される。近世の天保九年「永代田畑覚帳(寛延四年以来田畑証文写し)」(通639)のみが土地関係文書で、そのほかは、慶応四年閏四月「古道具改(鑑札)」(通632)や慶応二年正月「油之通」(通674)をはじめ、明治以降も明治九年八月「油之通」(通643)、明治二十年「石油現金通帳」(通662)など油販売に関する文書が多見される。また、各種の講や赤十字関係、各種租税関係の文書も多数伝わる。

点伝わる。いずれにせよ、箱6は、酒解神社、天王山についての文書でまとめられていることが分かる。

文書 箱7 (通し番号2438〜2616) 179点

明治四十四年十二月二十日「宝寺保勝講通帳」(通2438)と標題にある文書が数多く残る。これは、宝寺(宝積寺)の講に関するもので、大正六年十月二十五日「小口当座預金通帳」(通2471)なども保勝講に関連する銀行の通帳である。大正七年十二月五日「記(飯券四五枚代等々一四円二五銭ほか領収)」(通2501)など各種の領収書類も宝寺講に関する文書である。

文書 箱8 (通し番号2617〜2664) 48点

年代は、明治九年十二月の「山崎村田畑收穫帳」(通2617)を最古にして、大正、昭和と続く。内容は、岩井家の諸営業や動産・不動産に関するものを中心とする。そのうち、営業関係では、明治四十一年一月「備考録(油製造業・物品販売業届等綴)」(通2620)、明治四十一年八月十七日「記(専売特許日比野安全肥料一呎代金四円八〇銭書付)」(通2662)などがある。また、動産・不動産関係では、明治二十一年「不動産及動産買得証綴」(通2634)、明治三十八年三月八日「土地抵当権ノ一部解除証書」(通2631)などが残存する。ほかには、明治・大正期の印刷された各地の地図類も数点見受けられる。

文書 箱4 (通し番号1100〜1418) 319点

明治七年三月「地券証(宇金ヶ橋田地、控)」(通1112)、明治十三年十二月二十八日「地券(岩井兵助持宇西谷山林)」(通1130)など、地券がまとめて収納されている。こうした地券を中心とした文書群であるが、ほかにも安永七年九月「譲り証文之事(居屋敷敷地、銀子八六〇匁にて)」(通1224)、文化十一年「文政七年(宇惣作敷地譲渡、宇石蔵敷地作徳譲渡につき証文綴)」(通1222)など、近世のものも数点含まれている。また、明治三十三年十月「油粕売捌帳」(通1412)などの油関係文書があり、その場合、作成者は「岩井製油店」とあることから、当時、岩井家が製油業を営んでいたことが判明する。

文書 箱5 (通し番号1419〜1436) 18点

明治三十九年「綿実・油糟製造販売帳」(通1422)、同四十年「肥料製造簿」(通1423)、明治三十六年十一月「金銅出納簿」(通1428)、大正十二年五月「金銅出納簿」(通1431)など、明治後期から大正にかけての経営関係文書で多くが占められる。

文書 箱6 (通し番号1437〜2437) 1001点

すべて明治期の文書である。(明治三十四年)「(神饌料・給料等請求書・領収書類綴)」(通1439)、(明治四十四年)「(楽人謝儀・神饌料等請求書・領収書類綴)」(通1443)など、酒解神社に関する文書が主体となる。明治三十三年四月二十四日「領収証書(府税前半期分地価割一円三八銭八厘)」(通1488)をはじめ租税関係の文書も多く残るが、それらも酒解神社之税金に関するものである。ほかには、「飯札」(通1671等)と記された小札が一七〇点余も残る。また、「(天王山御守人撰入札)」(通1954等)に関する入札も数十

(B) 岩井家所蔵 書籍 265点

書籍 箱1 (通し番号1〜43) 43点

発行年代の判明する書籍として、天保十四年九月「校正／音註 礼記 再刻改点」(通35〜37)、同年「校正／音註 易経 再刻改点」(通20・21)、明治六年七月「明治／新刻 論語」(通11)などがある。ほかには、年不詳の「詩経古注 再校」五冊(通1〜5)、「明治／新刻 孟子」(通12〜15)、「明治／新刻 大学」(通16・17)など儒学関係の書籍が収められている。

書籍 箱2 (通し番号44〜80) 37点

近世と明治期の書籍で構成される。近世では(寛政八年)「補義莊子因」(通44〜49)、享和元年春「陸放翁請鈔」(通59)、文化元年「范石湖詩鈔」(通63〜65)などがある。明治では、明治十九年十月十二日「五十川／左武郎 編輯 評註続文章軌範」(通50〜52)、明治十四年五月「箋注蒙求」(通56〜58)が残る。前の箱1と同様、儒学関係の書籍である。

書籍 箱3 (通し番号81〜120) 40点

安政二年「易額諺解」(通85)、文政八年九月「今四家絶句」(通91)、明治七年八月「師範学校編例 小学読本」(通93)、明治八年六月二十二日「日本地史略」(通114)など、近世と明治のものが混在する。この箱3は、日本関係の書籍でまとめられている。

書籍 箱4 (通し番号121～178) 58点

明治九年七月「蘿溪輟成著 日本略史字引」(通143)、同年「小学校文教西村義民編輯」(通158)など学校教育関係の書籍が中心である。ほかに、「小学読本」(通163・164)、明治八年十一月十四日「国史略」(通173・177)、明治三十四年九月二十四日「一休和尚全集」(通168)などがある。

書籍 箱5 (通し番号179～197) 19点

すべて近世の謳の刊本である。享保十八年の一点(通180)を除き、残り一八点は全部貞享三年九月の謳本である。

書籍 箱6 (通し番号198～265) 68点

明治のものが四冊(通236～238・246)、大正のものが一冊(通247)それぞれ含まれるが、あとはすべて近世の謳本である。近世の内訳は、元禄三年六月のものが二〇冊、天保十一年孟春のものが四〇冊と、両方で大部分を占める。あとは、宝暦期の謳本が二冊(通248・249)ある。

(C) 岩井家保管 辻之保町方文書 147点

辻之保町方文書 箱1 (通し番号1～147) 147点

この保管文書は、元禄五年六月十日「寺改覚(福浄庵の年貢地改め)」(通5)をはじめ、近世では「辻之保」、明治では「辻之町」に関する町方文書である。中でも、安永七年八月(通51)から慶応四年八月(通124)に至る各年の「宗門人別御改帳」七三点和年不詳の「宗門人別御改帳」(通

治組織は保たれ、在地領主的な土地所領関係が存続したと指摘されている。近世に入ると、中世の神人の系譜を引く社家の連合体が、離宮八幡宮の社領として宛行れた。その所領高は、慶長六年(一六〇一)段階で六六一石余、元禄十六年(一七〇三)段階で九五五石余であった。ところが、約千石にも及ぶ領地であったにもかかわらず、公式には無高の形として領有した。

したがって、その行政組織も一般の村とは異なる固有な形態がとられた(図参照)。「大山崎町史 本文編」(大山崎町役場、一九八三刊)によれば、大山崎惣中・大山崎離宮八幡宮の最高責任者は、はじめ惣の長老を意味する年寄中と称されたが、元禄以降は社司職の当役という意味で当職とよばれるようになったといわれている。当職は社家の中から選ばれた六人で構成され。毎年一人ずつ交替した。同一社家の在任期間は六年を越えることはできなかった。当職は離宮八幡宮などの神事祭祀をつかさどるとともに、政治の責任者として行政や裁判権を行使できる立場にあった。

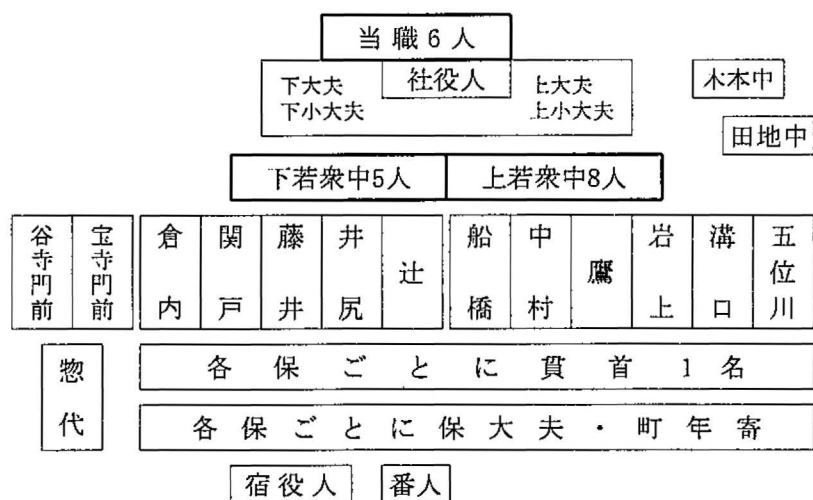


図1 大山崎荘の行政組織 (『大山崎町史』より転載)

125) 一点からなる「宗門人別帳」が七四点を数え、全体のほぼ半分を占める。明治では、「辻之町」で作成された明治二年二月の「金銭貸附帳」(通139)、「町式條約書」(通140)、「諸出入勘定帳」(通141)の三点が注目される。

各々の収納箱の概要は、右に列記した通りである。

岩井家の文書調査は、神奈川大学日本常民文化研究所による一九九五年から始まった「大山崎調査プロジェクト」(代表中島三千男)の一環として行われた。大山崎地域の調査研究は、それより先立つ一九七〇年代から神奈川大学教授中島氏や同大学講師石井日出男氏によって着手されていた。常民研の所員・職員と神奈川大学歴史民俗資料科学研究科の院生とが中心となつて進められた「大山崎調査プロジェクト」は、その延長線上で推進されたものである。岩井家では、二〇〇三年から断続的に二〇〇八年まで四回調査を実施し、すべての所蔵文書ならびに保管文書の写真撮影作業を終えることができた。また、二〇一一年には、補充調査と一部写真の再撮影のため同家を訪問している。

## 二 近世における大山崎離宮八幡宮領の行政組織

木津、宇治、桂の三川は、大山崎荘で合流して大河となり、淀川と名を変えて大坂の河口へと注ぐ。大山崎荘の背後には天王山が迫り、豊臣秀吉が明智光秀を破つて天下統一の第一歩を踏み出した合戦の場として知られている。また、大山崎荘は、河川と陸上における要衝にあつて、港、宿駅の機能を備え、商工業、とくに中世には油座の本拠地として繁栄した。その油神人による自治的組織が展開し、惣中による地縁的共同体が形成された大山崎荘は、近世に入つてもしばらくは神人・地侍衆による共和政治が続いたといわれる。江戸幕府から離宮八幡宮領として所領地を宛行われ、近世的な所領形態をとることになったが、実質的には中世以来の惣中の自

である若衆中とよばれるものであった。大山崎離宮八幡宮領には、上六保(五位川・溝口・岩上・鷹・中村・船橋)、下五保(辻・井尻・藤井・関戸・倉内)とよばれるように、上下合わせて一一の保が存在した。若衆中の組織は、この上六保に八人、下五保に五人の若衆から構成されていた。その組織は、それぞれ上若衆中、下若衆中と称された。若衆には、当職を出していない社家の中から四十五歳未満の者が選ばれることになっていた。さらに、貫首とよばれる行政上の責任者が一人存在した。その役務は当該の保に居住する社家が勤め、保内在住者の宗門人別帳の作成や法令の伝達、年貢の取りまとめ、治安の維持などの任務にあたつた。

ところで、右に述べた役職はすべて社家身分の者が就任したが、百姓身分の者が担つた役職もいくつかあった。町年寄・組頭や社役人などといった役職がそれである。そのうち、前者の町年寄・組頭は各保に置かれたが、これは一般の村・町と同様に百姓・町人の代表であり、町の行政を担う役職として位置づけられていた。各保では、惣中の財政とは別に町入用として町の財政も成立していたといわれ、そのような自立性が、社家身分とは別に町(保)の住人代表である町年寄や組頭の役割を大きくしていたと考えられている。

岩井家は、その一一保のうち、下五保に属する辻之保の町年寄を勤めた家である。したがって、同家所蔵文書及び保管文書の中には、辻之保の行政に関する文書が多く含まれる。とくに、保管文書の辻之保町方文書は、当然ながら辻之保に関連するものである。大山崎には離宮八幡宮文書や社家の系譜を引く足田家文書など、合計すると数万点の文書が伝存するが、町(保)や町年寄に関する文書はほとんど残っていない。町や町年寄の実態が未解明の現状にあつては、岩井家文書及び辻之保町方文書はきわめて重要なものといえよう。



### 三 岩井家文書の特徴

すでに見てきたように、岩井家には本体の同家所蔵の文書と書籍、ならびに同家保管の辻之保町方文書が伝存しているので、それぞれ別々に説明を加えることにする。

#### (A) 文書

まず、近世文書については、家業の醤油製造や酒小売などに関する商業関係文書が注目される。天保十一年二月「(醤油製作許状)」(通401)は、「醤油製作依頼其方江申付、正路ニ可致上ハ勝手次第可令製作、仍而免状如件」と記されるように、「当職中」から「米屋 九兵衛」へ宛てた醤油製造の免許状である。また、天保十三年二月「(八幡宮領内油小売株免状)」(通403)では、同様「当職中」より「辻之保 九兵衛」へ「八幡宮領内酒小売株之内、此度以来貸遺所也、何方ニ而も勝手次第買入可致売捌候、仍免状如件」と、酒小売株の免許状が発給されている。さらに、慶応三年十月「申合(山城国中油絞り方取極)」(通414)は、目録内容からうかがわれるように、油製造に関するものである。こうした一連の文書から、岩井家では、近世には醤油製造業、酒小売業、油製造業など多角的な商業活動を行っていた事実が判明する。そのほか近世文書では、土地譲渡関係や金銭貸借関係の証書類が数多く残る。

次に、明治以降の文書では、明治三十三年三月「領収証書(田租金二円三三銭七厘)」(通957)、大正十五年十一月「領収証書(府営業税、他金九〇銭)」(通943)などの租税関係、明治四年十一月十日「絞り油御願書(從來渡世につき鑑札下付願い)」(通1354)、明治三十四年十二月「菜種・油粕製造販売帳」(通1425)などの経営関係、明治十三年十二月二十八日「地券(岩井兵助持字西谷山林)」(通1130)、明治十八年十二月一日「地券(岩井兵

かねひら／千手／そとは小町／舟弁慶」などの謄本も伝わる。その貞享三年と元禄三年、天保十一年のものが比較的揃って残っている。

明治以降については、明治六年七月「明治／新刻 論語」(通11)をはじめ、「孟子」易経「書経」「礼記」などの儒学関係の刊本類が多い。さらに、明治十五年五月「小学校等読本字解」などの学校教育関係の刊本類も残存する。

#### (C) 辻之保町方文書

辻之保町方文書では、明治や大正のものも数点含まれるが、そのほとんどが近世文書である。中でも、年不詳分一冊を加えた安永七年から慶応四年までの間の「宗門人別御改帳」が七五冊(通51〜125)残っているのが特筆される。安永七年(通51)の場合、作成は「年寄 治郎兵衛、同役 善兵衛」となっており、そのうち、治郎兵衛は岩井家の人物であり、したがって、岩井家が辻之保の町年寄の役職に就いていた事実が証明される。その年の家数は一四軒で、人数は七三人、宗派ごとの男女の内訳は、浄土宗が男三〇人、女三八人、日蓮宗が男三人、女二人である。慶応四年(通124)には、家数九軒、惣人数三三人(男一五人、女一九人)と、家数、人数とも大幅に減少する。その年の作成には、「年寄仁兵衛、庄右衛門」の二人が名を連ねている。

以上、縷述したように、岩井家文書は、町年寄を勤めた家の文書として注目される。大山崎町には、社家を先祖に持つ足田家の約一万点にのぼる文書、神領内の寺院の中で社中の支配を受けない唯一の寺である観音寺の数千点に及ぶ文書、史料的に希有な社役人の系譜を引く青木繁男家の文書など、ほかにも膨大な文書が保存されている。今回の岩井家文書の目録刊行により、大山崎に伝わる大方の文書の整理作業は完了した。それらの各家の所蔵文書については、それぞれ目録だけのもの、あるいは一部翻刻分

助持字藤井畑地)」(通1136)などの土地関係といったように、その内容は多岐に及ぶ。興味深いのは、明治四年の「油稼人 岩井兵助」から「京都府 御庁」へ宛てた絞り油鑑札下付の願書(通1354)である。というのも、この年、油の原料となる菜種の量が二〇五石、その油生産量が四一石であったと申告しており、岩井家が明治以降も引き続き油製造業を営んでいたこと、その製造規模が四一石であったことが把握できるからである。

さらに、学校関係では、「(包紙上書) 小学校関係」(通23)と一括された文書群がある。そこには、明治六年十二月二十五日「覚(小学校入用金取集)」(通50)をはじめ、小学校費掛金や集金に関するもの、小学校建築許可願い、「小学校仮場所大山崎善導寺略絵図」(通67)などといった文書が含まれる。

ほかにも、明治十三年十月「酒解神社保永講 仕法帳」(通1946)、明治二十七年五月十八日「(酒解社信徒総代五名入札)」(通2119)、明治十四年十月十日「(酒解神社関係の文書が伝わる。また、「飯札」と記された小札も多数残る。この小札には、「大山崎庄酒解社 保永講世話掛中」の印があり、酒解神社の保永講が発行したものであることが分かる。さらに、明治十五年十月「保勝会主意書」(通2436)、明治四十四年十二月十九日「宝寺保勝講通帳」(通2439)などの宝寺(宝積寺)に関する講関係の文書も伝わる。とくに、酒解神社や宝寺の講関係の文書が充実しており、二つの寺社の講の実態を解明する上では好個の文書といえる。それぞれの講の設立趣旨は、酒解神社では明治十三年の「保永講」の「仕法帳」(通1946)に、また、宝寺については明治十五年の「保勝会」の「主意書」(通2436)に詳しい。

#### (B) 書籍

近世の書籍では、寛政八年「補義莊子因」(通44)、享和元年「陸放翁請鈔」(通59)、文化元年「范石湖詩鈔」(通63)、文化五年「楊誠齋詩鈔」(通66)など、詩歌に関する刊本が目立つ。また、貞享三年九月「難波／

を収録した目録を公開している。しかし、中世から近現代に至る数万点に及ぶ離宮八幡宮文書については、写真撮影作業は完了しているものの、いまだ目録取り作業は終えていない。現在、目録取り作業に取り組んでいるところであり、作業の進捗状況により順次目録を刊行していく予定である。こうした既刊、未刊の各家文書の目録とともに、本書に収録した岩井家の文書目録を併せて活用することにより、これまで中世研究に力点が置かれていた大山崎の歴史研究が、近世、近現代についても進展するものと思われる。本目録が、そうした歴史の研究の進展に少しでも寄与できるなら、望外の喜びである。

なお、本書は、文書翻刻者の原稿が版下となってそのまま印刷されるダイレクト製版によって編集、印刷されたため、パソコンでは印字できない文字、例えば、小文字で右寄せにする助詞などの表記に若干の不具合が生じている。目録内容に大きく影響する問題ではないので、その点をご理解の上、利用していただければ幸いである。

ところで、この岩井家文書の現地調査を含め、「大山崎庄の総合的研究」の調査は、常民研の所員・職員や関係者のみならず、神奈川大学歴史民俗資料学研究科の院生や地元の研究者など多数の参加、協力を得て進められた。参加者が数百人に及ぶため、お名前を銘記することは割愛させていただくが、心より感謝の意を表したい。

#### 『岩井貞之家文書目録』 目録作成担当者

- ・神奈川大学歴史民俗資料学研究科教授・日本常民文化研究所員 田上 繁
- ・神奈川大学講師・日本常民文化研究所客員研究員 関口博巨
- ・神奈川大学歴史民俗資料学研究科博士後期課程 渡邊奈津子

【付記】

二〇〇三年に最初に岩井家を訪問して、すでに九年の歳月が流れている。しかも大山崎調査全体の日程上の関係から、断続的に伺いするなど大変なご迷惑をおかけした。しかし、ご夫妻はいつも私たちを暖かく迎え入れてくれ、写真撮影などの便宜を図ってくれただけでなく、同家や大山崎の歴史に関する貴重なお話を披瀝してくださった。また、ご夫妻は、よく「うちの史料が大山崎町の歴史に役立つのでしょうか」と控えめに話されていたが、膨大な離宮八幡宮文書や社家文書、寺院文書などともに、大山崎町の行政の一端を担った町年寄の実態を知る上できわめて重要な文書といえる。今後、同家文書の分析によって、町（保）に関する研究は確実に深化するものと思われる。

そのような貴重な文書にもかかわらず、完成までには多くの時間を要した。一日でも早くと思いながら、本書の刊行が大幅に遅れたことをお詫びするとともに、私たちの調査を許していただいたことに対し、岩井貞之氏ご夫妻に改めてお礼を申し上げます。

なお、本調査研究は、常民研の経費とともに、一九九九年～二〇〇一年度の文部科学省の科学研究費補助金、二〇〇一年～二〇〇四年度の日本私学学校振興・共済事業団の学術研究振興資金などの交付金を受けて推進されたことを付記しておく。

凡例

- 1 本書は、神奈川大学日本常民文化研究所大山崎調査プロジェクトによる、京都府乙訓郡大山崎町の岩井貞之家所蔵の文書目録である。岩井家は、近世に大山崎荘辻之保の年寄を勤めた家であり、したがって、文書の中にも年寄の役割を伝えるものが含まれている。また、本書には近世文書を上回る点数の近現代文書も収録している。ところで、書籍に関しては、文書番号を新たに付したため、本体とは分けて書籍だけで目録化した。さらに、岩井家が所在する地区は、近世には辻之保という地名であったため、その辻之保関係の文書も同家で保管されており、本書には書籍と同様、別の番号を付して収録した。それぞれ中表紙で仕切り、本体が通し番号で二六六四点、書籍が二六五点、辻之保関係文書が一四六点となり、本書に収めた総点数は三〇七五点となる。

- 2 同家文書は、2003年度からの調査において、文書一点ずつの番号付与・写真撮影、及び目録取りの作業が行われた。

- (1) 文書番号は、通番号方式ではなく、六層からなる枝番号方式を採用している。
- (2) 標題や目録の内容については、すべて原文書よりとった。
- (3) 文書番号とは別に、文書一点ずつについて、便宜的に通番号を付した。

- 3 目録記載事項は、文書番号、年、干支、月、日、標題、作成、宛名、原形態、単位、数、備考である。

- (1) 「標題」の記載は原則的に以下の通りである。

① 史料一点ごとの標題は、文書に記された文言を出来る限りそのまま表記することを基本とした。

② 標題のない史料については、内容のみ（ ）を付して略記した。

③ （ ）内には内容を簡略に示し、原則として漢字は常用漢字、数字はアラビア数字を使用している。

- (2) 「作成」、「宛名」の記載は原則的に以下の通りである。

① 作成者や宛名が複数の場合には、その間を「」で区切った。